別記　要求書（寫）

一、小林、崔、斉藤、依茂ノ四名ノ犠牲者ヲ即時還セ
一、小林、崔、右両名ヲ無条件復職サスコト
一、月給ハ金額三十二円五十戔ヲ出スコト
一、強制拡張サセヌコト
一、切取精算ヲセヌコト
一、新込料金金額支給スルコト
一、集合歩合六割支給スルコト
一、両員即時改善支給スルコト
一、退職ノ事ヲ制定スルコト　但　月額三円ノ割
一、業務上の疾病傷害に対スル治療費並ニ月給金額支給スルコト
一、宝兵庫不時ノ事故ニ依リ帰来ノ成合ハ旅費金額支給シ復職ヲ保証スルコト
一、月二回ノ公休ヲ制定シ茶湯会費出スコト
一、代ノ問題ニ対シ犠牲者ヲ出サヘルコト
一、争議中ノ費用ヲ出スコト
以上十四項　要求　又

6.9.9
2969

勞秘第三八六四號
昭和六年八月卅一日　警視總監　高橋宋雄

内務大臣安達謙藏殿
社會局長官殿

東京朝日桃茶（中野所）直配所勞働爭議ニ關スル件　第三報ノ解決
「日本出版」

要旨
(1) 爭議未解決者三名ハ其ノ後數次交渉ノ結果
(2) 八月廿六日所轄ノ上給料精算及合計（六十円）ヲ給與円滿解決セリ

標記爭議ニ關シ既報ノ如ク殆ント個人的交渉ニ依リ精算シ解決ヲ告ケタルカ未解決者三名（今西、中西、韓）ハ其ノ後交渉ナカリシカ八月十日後九時頃外部応援者約二十名カ直配所前ニ集合シ